

地名 散歩

第118回 甲乙丙・子丑寅…十干・十二支の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

年賀状を書く時期が迫ってくると意識させられるのが「干支」である。ご存じの通り十干と十二支の組み合わせで年を表わすが、同じ干支が再び廻ってくるのは60年後(還暦)と離れているので、西暦が使われず元号も頻繁に替わった江戸時代までは、年号に干支を併記することが珍しくなかった。近所のお地藏さんや馬頭観音などの裏面を覗いてみれば、たとえば「宝暦三癸酉年」(西暦では1753年)「天保七丙申年」(1836年)などと彫られているのではないだろうか。歴史的な出来事もこれで呼ぶことが多く、古くは壬申の乱(672年)から幕末では戊辰戦争(1868年開戦)など数多い。

干支の地名として最も知名度が高いのは高校球児たちの「聖地」である甲子園だろう。阪神電気鉄道が経営する甲子園球場が完成した

のは大正13年(1924)で、その干支の甲子にちなんで命名したものだ。しかも甲は十干の、また子は十二支のそれぞれ最初にあたるので甲子は60ある干支のトップで縁起が良い。

それだけ生活に密接な干支であったから地名も数多いと思って調べてみると、それほどでもない。甲子園球場の付近に甲子園町から浜甲子園などの一帯は「甲子園」がつく地名で埋め尽くされているのは例外的で、地名事典で調べても数か所がやっと見つかる程度だ。しかも「きのえね」などではなく、すべて音読みである。

そのひとつが広島市西区の太田川放水路の西側にある庚午だ。もとは庚午新開と称する干拓地で、明治2年(1869)の凶作による困窮者を救済するために干拓工事に着手した翌明



屯田兵が入植した年(明治26年)の干支、癸巳にちなむ美咲市癸巳町は函館本線美咲～茶志内間の沿線。「地理院地図」令和3年12月4日ダウンロード



長崎県の島原半島南部に位置する旧北有馬町(現南島原市)の大字は甲乙丙丁戊己の6つのみ。旧地名・通称地名はグレーで表示されている。「地理院地図」同日ダウンロード

治3年の干支が庚午^{かのえうま}であった。昭和4年(1929)に広島市域に編入された4年後には都市らしく庚午町と改め、後に庚午北、庚午南などに分かれて現在に至る。干支地名では最も人口が多い地名であろう。

北海道夕張市^{ていみ}の丁未は人口ゼロだ。明治23年(1890)に稼働が始まった頃から炭鉱労働者の長屋が集まった古い区域だが、地名が付いたのは明治40年(1907)で、丁未はその年の干支にちなむ。この地区も最盛期の昭和30年(1955)には人口3,000を超えていたというが、閉山から久しい今では無人となっている。同じ道内の石狩平野に位置する美唄市^{びばい}にある癸巳^{きし}は、屯田兵が入植した明治26年(1893)の干支である癸巳にちなむ地名だ。存在しなさそうな地名が丙午^{ひのえうま}だが、探してみると、小字レベルではあるが岩手県北上市^{あいざり}相去町^{ちやうへいご} 丙午というのがあった。北上川に面した田んぼの広がる土地である。ここも新田開発の年号にちなむ地名だろうか。

干支地名は少ないが、十干と十二支のどちらか一方ならかなりの数にのぼる。明治初期の地租改正で地番を付ける際、大規模な村を甲乙丙などに分けたものに加え、その後の合併などの際にいろいろな事情で大字を甲乙に分割した例などは珍しくない。特に西日本にはこの十干を含む大字が多い印象で、たとえば『土佐日記』で紀貫之が土佐国守の仕事を終えて京へ帰る際に船出したとされる大津。ここは現在高知市大津甲・大津乙に分かれている。比較的新しい例が山形県白鷹町^{しらたか}の旧荒砥町^{あらと}(山形鉄道フラワー長井線の終点)で、昭和29年(1954)に荒砥町と周辺5村が合併した際に荒砥町石那田を「荒砥甲」、荒砥町馬場を「荒砥乙」と改めた。

とりわけ甲乙の地名が集中しているのが長

崎県南部で、島原半島の範囲に一致する旧南高来郡^{みなみ}では「甲乙地名」が顕著である。加津佐町や北有馬町(いずれも現南島原市)では甲・乙・丙・丁・戊・己の六つ、現・島原市有明町^{うんげん}では甲から戊まで五つ、そして雲仙市国見町^{くにかみ}の神代^{ちやうごうじろ}や同市瑞穂町^{みずほ} 西郷^{ちやうさいごう}では甲から辛まで八つも揃っていて壮観だ。

このうち6つの甲乙地名をもつ北有馬町は、甲がかつての折木名^{おりきみよ}、乙は坂上^{さかうした}下名、丙は西正寺名^{さいしやうじ}、丁は今福名^{いまぶく}、戊は谷川名^{たにがわ}、己は田平名^{たひら}に該当する。名といえば他の地域では中世の荘園における年貢取立ての単位として知られているが、島原藩や佐賀藩では近世まで村の下の単位として扱われてきた。村の規模が本州の標準レベルより大きいため、名が事実上は村(大字)レベルである。南高来郡で目立つのは郡の強い行政指導があったためか、無味乾燥な甲乙地名に置き換えていったようだ。とはいえ甲乙は住民感覚ではわかりにくいのも当然で、「地理院地図」には小字または通称地名の扱いでその旧地名が今も小さく(グレーで)表記されている。ただしこれらは本来なら大字レベルのため、「折木」とその下の階層(小字レベル)にあたる坂山、平山、奥野、小谷、割石原、路木などを同じ大ききで表記するのは適切ではない。

さて、十二支は子の方角が北、午^{うま}が南という具合に方角に用いられてきたこともあり、その関連の地名は多い。たとえば大阪府茨木市^{いばらき} 丑寅^{うしとら}は三宅城から見て丑寅の方角(北東)であることに由来するし、東京都江東区^{こうとう}の辰巳^{たつみ}は中心部から見て南東だ。京都市西京区^{うしとら}の阪急桂駅^{たつみ}の西側には桂良町^{いばらき}・桂巽町^{たつみ}・桂坤町^{ひつじきる}・桂乾町^{いぬい}という隣接した4つの町が昭和6年(1931)に設けられたが、その字の通り北東・南東・南西・北西に位置している。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.780
2022 January



表紙写真

「300年の歴史」

第36回写真コンクール
はーもに一賞(調査士ノ目線部門)
武田 義彦●埼玉会

日本最古の木造湯宿建築と伝えられ増改築を繰り返し現代に受け継がれている湯治宿の雪明りです。寒さの中にも人の温もりを与え、多くの湯治客へ木造建築の魅力を醸し出します。

地名散歩 今尾 恵介

03 新年の挨拶／新年のご挨拶

～共に未来を切り拓きましょう～
日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

04 新年の挨拶／新年の御挨拶

法務省民事局長 金子 修

05 お知らせ

所有者不明土地対策関連法の施行日が決定しました
令和4年度与党税制改正大綱で所有者不明土地対策関連の登録免許税の特例の延長・拡充等が決定されました

06 一般財団法人日本ADR協会主催シンポジウム 「変革期を迎えた日本のADRとADR法制」

08 続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.95

石川会／兵庫会

11 ADR民間紛争解決手続代理関係業務 法務大臣認定 土地家屋調査士になろう!

14 大規模災害対策基金状況

16 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

18 「連合会長とリモートで話そう!」

19 会務日誌

22 補助者の皆様へ 厚生労働省 教育訓練給付制度のご紹介 ～ Part 1 ～

24 土地家屋調査士の皆さまへ 所得補償保険

25 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテMap

26 国民年金基金

28 公嘱協会情報 Vol.153

30 土地家屋調査士名簿の登録関係

31 ちょうさし俳壇

32 ネットワーク50 島根会

35 編集後記

新年のご挨拶

～共に未来を切り拓きましょう～

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎



新年、明けましておめでとうございます。

全国の土地家屋調査士会会員の皆様及び御指導いただいている関係各位の皆様におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。また、日頃より日本土地家屋調査士会連合会の活動に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨年、社会全体において新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を大きく受けた一年でした。世界的流行が始まってから二年が経過しようとしています。皆様におかれましても、日々の業務や生活面等々に大変な毎日を過ごされていることと推察いたします。

日本土地家屋調査士会連合会といたしましても、有事の対策を平時にこそ備えておくことの重要性を再認識し、このパンデミックを体験した者の責務として次世代に継承するべく、会則、規則の整備を始めとする様々な施策を行っているところです。社会生活一般においても、もうしばらくは、我慢の日々が続くかと思いますが、御自身及び御家族、事務所スタッフの健康管理には十分に配慮いただき、感染防止対策の徹底をお願いさせていただきたいと思えます。

ところで、昨年は東京でオリンピック・パラリンピックが開催されました。新型コロナウイルス感染症第五波の最中でしたが、たくさんのアスリートの熱い姿に学ばせてもらうことも多かったと思えます。中でも、パラアスリートの方々の障害と真正面から向き合うことから放たれる輝きは、無限の勇氣と希望をもたらしてくれました。

このような社会情勢ですが、私たち土地家屋調査士を取り巻く環境は、立ち止まることなく揺れ動いています。令和二年に施行された「改正土地家屋調査士法」における第一条・使命規定を受け、法案成立時の附帯決議にもあるように、「筆界を明らかに

する業務の専門家として資質向上」を目指し、「専門家倫理を涵養させ」、「業務レベル向上のための研修を充実させる」等々、国民の皆様から信頼され、必要とされ続ける専門資格者として、私たちは常に進化し、また深化し続けねばなりません。また、近時の民法改正等への対応も関与し続けることが大切です。特に土地基本法の改正、所有者不明土地等に関する一群の法律、民法等の見直し（相隣関係他）、不動産登記法の見直し（相続登記の義務化と登記手続の簡略化等）、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属に関する法律、新たな財産管理制度といった様々な社会的変化を隣接法律専門職として、また不動産の表示に関する登記の専門家として、これらを正しく国民の皆様伝えていく責務は、私たち土地家屋調査士にも課せられているのだと理解しています。そして、日本土地家屋調査士会連合会は、この隣接法律専門職として生きる道を次の世代につなげていくことを核とした活動を意識しつつ、全国の多様な声を聞き、各土地家屋調査士会と会員を下から支え続ける組織として、皆様と共に未来を切り拓く覚悟であります。

以上のような動向からも、本年が私たち土地家屋調査士制度に対する社会からの期待に応えるべき、正に正念場ともいうべき年であるとの認識が大切であると存じます。そして、全国土地家屋調査士政治連盟とも強力に連携・連動し、行動指針を整えていきたいと考えていますが、土地家屋調査士会会員の皆様におかれましても、土地家屋調査士政治連盟の必要性・重要性に対し、更なる御理解と御協力をお願いします。

最後に、新しい年が、全国の土地家屋調査士会会員及び関係各位の皆様にとりまして、明るく希望に満ち溢れた一年となりますよう御祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶

法務省民事局長 金子 修



新年、明けましておめでとうございます。全国の土地家屋調査士の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済や国民生活は甚大な影響を受けており、国難ともいえる状況に直面しています。また、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、深刻な被害が生じております。これらによって困難に直面された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。そして、土地家屋調査士の皆様に対しましては、これらの発生直後から無料相談に応ずるなど、困難に直面された方々に寄り添った支援に取り組んでいただいていることに、改めて感謝申し上げます。

さて、我が国社会は、様々な課題に直面しておりますが、その中でも、皆様と関わりが深いものとして、所有者不明土地問題があります。

所有者不明土地は、民間の土地取引や公共の用地取得、森林の管理など様々な場面で問題となっており、その対策は、政府全体として取り組むべき重要な課題です。

民事局としては、関係省庁と連携して、所有者不明土地の解消に向けた取組を継続的に進めてまいりました。その中でも、令和元年からスタートした表題部所有者不明土地適正化法に基づく「表題部所有者不明土地の解消作業」では、土地家屋調査士の皆様にその実務の担い手として大いに御活躍いただいております。

そして、昨年通常国会におきましては、所有者不明土地問題の抜本的な解決に向けて、民法・不動産登記法等の改正法と相続土地国庫帰属法が成立し

ました。そこでは、相続登記の申請義務化や所有者不明土地管理制度の創設など、民事基本法制について多くの重要な見直しがされています。日本土地家屋調査士会連合会におかれては、法制審議会に先立つ研究会の発足当初から議論に参画いただき、筆界と表示登記の専門家として、貴重な御意見をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

新たな制度は、来年以降、段階的に施行されていくこととなります。新制度を実り多いものとし、所有者不明土地問題の解決を図るためには、皆様方の知見が不可欠ですので、引き続き積極的な御協力をお願いいたします。

加えて、平成の時代から引き続き行われている登記所備付地図の整備に関しても、その重要性が一層増しており、地籍調査事業における寄与を含めてこれまで以上の御尽力が待ち望まれています。

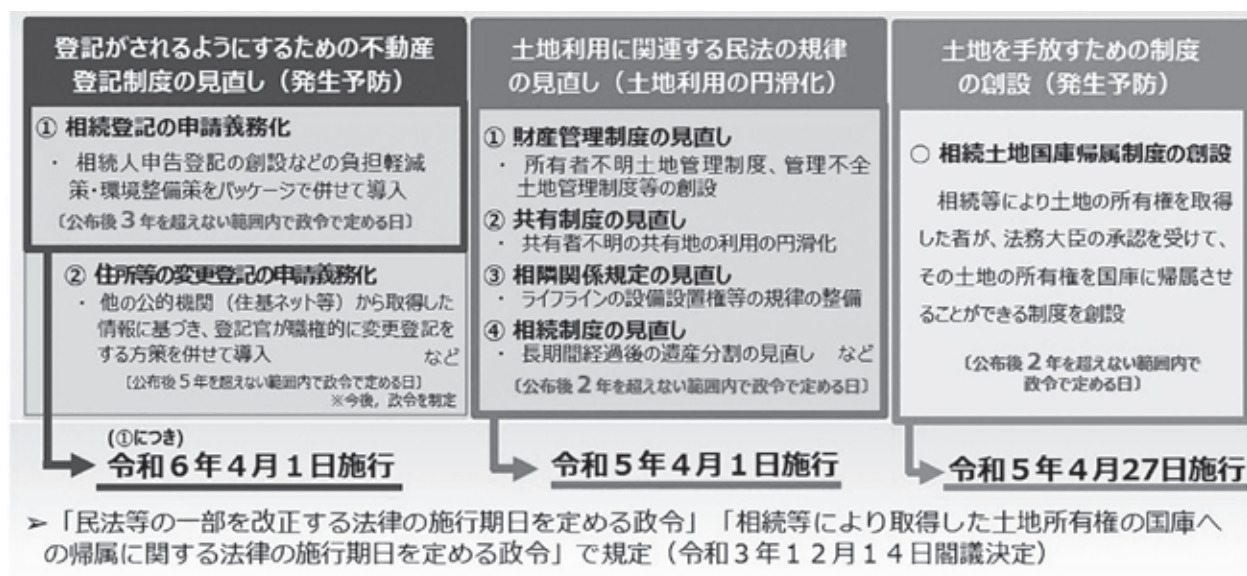
改正土地家屋調査士法では、その第1条において「土地家屋調査士は…筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資すること」をその使命とすることが明らかにされました。

改正法の使命規定の創設を契機として、土地家屋調査士の皆様には、その使命を胸に、「筆界を明らかにする業務の専門家」として、社会的貢献に益々寄与されることを御期待申し上げます。

最後に、皆様が、これまで培ってこられた専門知識をいかし、引き続き大いに御活躍されますことを期待するとともに、日本土地家屋調査士会連合会及び各土地家屋調査士会の益々の御発展を祈念いたしまして、私からの新年の挨拶とさせていただきます。

所有者不明土地対策関連法の施行日が決定しました

令和3年4月に成立した、民法・不動産登記法の改正法、相続土地国庫帰属法の施行日が、同年12月14日、決定しました。概要は、次のとおりです。



施行日の決定に伴い、所有者不明土地対策関連の法務省ホームページも更新され、新制度を紹介するポスター・パンフレットやイメージキャラクターの「トウキツネ」が登記制度などを分かりやすく説明するマンガ形式のQ&Aなども公表されました。

会員のみならず、一般の方への周知啓発活動等に御活用ください。

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)



令和4年度与党税制改正大綱で所有者不明土地対策関連の登録免許税の特例の延長・拡充等が決定されました

令和3年12月10日に与党の令和4年度税制改正大綱が取りまとめられました。このうち、所有者不明土地対策関連の登録免許税についての措置の概要は、次のとおりです。

- 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置(租税特別措置法第84条の2の3)について、次の措置を講じた上で、その適用期限を3年延長する(令和7年3月末まで)。
 - ・同条第2項の適用対象に、市街化区域内に所在する土地を加える
 - ・同項の適用対象となる土地の価額の上限を10万円から100万円に引き上げる
- 不動産登記法の一部改正により創設される職権登記(相続人申告登記、職権による住所等の変更登記等)について非課税とする。

今後、この大綱に基づく税法の一部改正が実現すれば、令和4年4月1日から拡充後の措置が施行されることが見込まれます。

一般財団法人日本ADR協会主催シンポジウム 「変革期を迎えた日本のADRとADR法制」

日本土地家屋調査士会連合会 社会事業部

1 はじめに

令和3年9月14日、一般財団法人日本ADR協会主催シンポジウムが、Zoomによるオンライン形式で行われた。日本のADRはITの飛躍的進歩・普及やツールの進歩・多様化により大きな変革期を迎えている。今回のシンポジウムのテーマである「変革期を迎えた日本のADRとADR法制」については、成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日)「オンラインでの紛争解決(ODR)の推進に向け、AI技術の活用可能性等の検討を進め、ODRを身近なものとするための基本方針を2021年度中に策定する。」を見据え、現在、ODR推進検討会において検討していること、またADRが裁判と並ぶ紛争解決手段であるとするための認知度の向上に取り組む必要があることについて、広く認知されることを目的としている。

2 第1部 歴代代表理事の鼎談

【コーディネーター】

河井 聡(弁護士)

【登壇者】

道垣内正人(早稲田大学教授) 初代表理事

山本 和彦(一橋大学教授) 前代表理事

山田 文(京都大学教授) 現代表理事

第1部は、「日本のADRのこれまで・現在・これから」と題し、日本のADRと日本ADR協会のこれからの展望について、日本のADR法制と歩みをともにしてきた日本ADR協会の草創期から今日までを知る日本ADR協会歴代代表理事による鼎談が行われた。ICT技術を活用して紛争解決手続を行うODRについては、時間やコストが抑えられるという利点があるが、情報管理面に不安が残るため、現在進められている裁判のIT化に伴うIT環境の改善とともに、ODR情報管理を厳格に行うことのできるシステムを構築する必要がある。また、ODRの今後について、ODRをビジネスとして臨んでいる

事業者を巻き込むこと、若手弁護士や大学生から問合せがあることから、若い世代には信頼感や期待感があるので、新しい世代に向けてポジティブに活動を行っていければよいとの意見もあった。

さらに、日本ADR協会と日本ODR協会や関係機関との関わりについて、法制度変更の影響に対するサポートの必要性やADRの研修についても諸外国を見習い仲裁人協会等の他の協会とも連携し、研修を実施していきたいとのことであった。

これまで、ODRについては、日本ADR協会が実務家との情報交換を行い法改正に先駆けて提言していた。今後も実務家との情報交換を進めたいが、ユーザーや潜在的利用者へのフィードバックにも応えていく必要がある。また、ADRの社会的意義の対外的発信も重要だが、今までのような「安い早いうまい」は通用しないので、メリットを上手に伝えていくことが重要となってくるとの意見もあった。

3 第2部 パネルディスカッション

【コーディネーター】

渡邊 真由(立教大学特任准教授)

【パネリスト】

出井 直樹(弁護士)

小澤 吉徳(日本司法書士会連合会会長)

垣内 秀介(東京大学教授)

田邊 正紀(弁護士)

第2部は、「変革期を迎えた日本のADR」と題しパネルディスカッションが行われた。はじめに、民間ADR和解への執行力の付与に関する法制化に向けた動きや検討されている法制概要等の説明がされ、国際ビジネス調停関係からは歓迎されているが国内の家事調停においては否定的な声が多い旨のコメントがあった。

続いて、ODR推進をめぐる議論として、コーディネーターの渡邊教授からODRの概略についての説明があり、田邊弁護士から国際オンライン調停を行った経験について説明があった。これはZoomや

skypeを活用したもので、人の移動なく、夜の時間帯にも設定でき調停の頻度を高くできることや、同席調停に対する心理的ハードルが下がること、また全国から優秀な調停人を選任できる等のメリットがあるとのことであった。一方デメリットとして、同席に比べ本人確認の方法について問題があること、相手方に知られないように打合せをすることが困難であることが挙げられた。

次に、ODRトライアルプロジェクトの実施報告として日本司法書士会連合会の小澤会長から、原状回復・敷金返金等の建物賃貸借に関するODRトライアルプロジェクトについて報告された。これは、LINEを利用しチャット形式で相談を受ける取組であり、より気軽に相談が可能になるものであった。特定の時間・場所に拘束されないこと、法律相談までの心理的な障壁が下がること、回答内容が文字ベースで残ること等が利点として挙げられた。今後の課題として、シームレス化を取り入れた仕組みづくりのハード面での更なる検討が必要であること、また、事務局が内容の閲覧をしないため進捗管理が困難であること、事務局の役割分担、自動化の推進が必要であること等が挙げられた。

垣内教授からは、ODR推進検討会における検討状況について説明があった。背景としてITの飛躍的進歩・普及により社会生活及びそこで生じる紛争が変化していること、トラブル解決のために利用できるツールの進歩・多様化していることが挙げられ

た。検討状況として、認証紛争解決手続の実施方法においてウェブ会議等を新たに導入する場合に変更認証を取得することの要否、事務所における掲示義務の在り方、本人確認方法についての説明がされた。これに対して出井弁護士から、ODRを行うことによって実務上の課題が発生するが、ADRの中でODRが生き残っていくためには、柔軟性が必要である。また、認証変更を取得することの要否についても日進月歩の技術を利用することによって、実施方法も大きく変化していくことを考えると、法律で強く束縛するよりも柔軟に対応できる方がよいと考えるとのコメントがあった。

最後に、第2部の発表者から、「日本のADRとADR法制のこれまでとこれから」について意見が述べられた。出井弁護士からは平成14年に司法改革時代にADRが裁判に並ぶ選択肢となるべく、仲裁法やADR法ができたが、現在は、その司法改革以来の大きな動きにある。コロナ禍に直撃され、強制的に変わらざるをえない時代であり、変容を迫られている。執行力よりもODRの方が広がりやインパクトも大きいものと思われるとの意見があった。垣内教授からは、法制面において、ADRの様々な創意工夫を後押しできるような基盤となる必要があること、認証制度が認証機関の今後の発展を妨げることがないようにすべきであること、執行力やODRが実施されることによってより自覚的に検討する事項が増えてくるとの意見があった。

一般財団法人日本ADR協会 (JADRA) 主催

シンポジウム

「変革期を迎えた日本のADRとADR法制」のご案内

日 時：2021年9月14日(火) 午後2時～5時
会 場：Zoom ウェビナーによるオンライン開催
(日本国際紛争解決センター 東京施設からLIVE配信)

日頃は、日本ADR協会の事業に格別のご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

法制審議会仲裁法制部会及びODR推進検討会での審議に見られるように、現在、日本のADR法制は、2004年のADR法制制定以来、約20年ぶりの変革期を迎えつつあります。そして、こうした議論の底流には、グローバル化のますますの進展やIT技術の革新、そして直近ではコロナ禍により一気に加速したデジタルトランスフォーメーションへの動きといったADR法制制定以後の急速な社会状況の変化があると考えられます。そこで、本シンポジウムでは、大きな変革期を迎えた日本のADR及びADR法制をテーマとして取り上げます。

第1部では、「日本のADRのこれまで・現在・これから」と題し、日本のADR法制と歩みをとめてきた当協会の草創期から今日までを知る当協会歴代代表理事による鼎談を行い、日本のADRと当協会のこれからを展望します。

第2部のパネルディスカッションにおいては、法制審議会仲裁法制部会やODR推進検討会での審議に携わる実務家・研究者に加え、ハグ条約案件など渉外案件におけるADRにも造詣の深いパネリストをお迎えし、執行力の付与、ODR関連の規律の整備など、法制面をめぐる検討の最新状況を紹介するとともに、そうした議論や、ますます加速しつつあるODRの推進をめぐる動きが、日本における今後のADR実務やADRのあり方どのようなインパクトを与えるのかについて、ディスカッションを行います。

本シンポジウムは、新型コロナウイルスをめぐる状況を考慮し、日本国際紛争解決センター(JIDRC)の最新の設備を利用し、オンラインでの開催とさせていただきます。お忙しいこととは存じますが、奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
一般財団法人 日本ADR協会事務局
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10(公社)商事法律研究会内
電話：03-(5614)5672 / E-mail: jadra_sec@shojihomu.or.jp
ホームページ: https://japan-adr.or.jp
※緊急事態宣言発令中は、メールでのお問い合わせをお願いいたします。

一般財団法人日本ADR協会 (JADRA) 主催 シンポジウム

「変革期を迎えた日本のADRとADR法制」のご案内

【日 時】 2021年9月14日(火) 午後2時～5時

【全 場】 Zoom ウェビナーによるオンライン開催
(日本国際紛争解決センター (JIDRC) 東京施設からLIVE配信)
・お申し込み頂いた方には、前日までに接続情報をお知らせいたします。

【お申し込み方法】 2021年9月9日(木)まで
<https://forms.gle/teCwC6G9WwYoTAWk7>
・上記申し込みフォーム (Google form) に必要事項を入力してお申し込みください。
・折り返し、お申し込み受理のご連絡をいたします。
・左記QRコード、当協会ホームページ内 (https://japan-adr.or.jp/) からお申し込みいただけます。
・ご不明の点は、事務局 (jadra_sec@shojihomu.or.jp) までお問い合わせください。

【参加費】 無 料
・当協会未加入の皆様におかれましては、ぜひ正会員、賛助会員になられることをご検討いただけますよう、お願い申し上げます。

【プログラムの概要】 ※「概要」は現時点での予定であり変更になることもありますので、予めご了承ください。
【司会】 当協会理事・ADR調査企画委員会委員長、東京大学教授 垣内 秀介

◆開会ご挨拶◆ 当協会代表理事、京都大学教授 山田 文
◆ご挨拶◆ 法務省大田官房司法法制部長 竹内 努 (予定)

◆第1部◆ 歴代代表理事の鼎談「日本のADRのこれまで・現在・これから」
【コーディネーター】
当協会理事・ADR調査企画委員会副委員長、弁護士 河井 聡
【登壇者】
当協会初代代表理事、早稲田大学教授 道垣内正人
協会前代表理事、一橋大学教授 山本 和彦
当協会代表理事、京都大学教授 山田 文

◆第2部◆ パネルディスカッション「変革期を迎えた日本のADR」
【コーディネーター】
当協会ADR調査企画委員会、立教大学特任准教授 渡邊 真由
【パネリスト (五十音順)】
当協会理事・当協会ADR調査企画委員会委員、弁護士 出井 直樹
日本司法書士会連合会会長 小澤 吉徳
当協会理事・ADR調査企画委員会委員長、東京大学教授 垣内 秀介
弁護士 田邊 正紀

◆閉会ご挨拶◆ 当協会理事・ADR調査企画委員会委員長、東京大学教授 垣内 秀介

愛しき

続!! 我が会、我が地元

Vol. 95

石川会 『日本五大山城 七尾城』

石川県土地家屋調査士会 広報部長 木内 良純

石川県は、近年北陸新幹線が開通されたこともあり、全国や海外からも多くの観光客が訪れるようになりました。(今はコロナで寂しい時ですが…)たくさん見どころがある我が県ですが、今回は私が所属する七尾市の名所「七尾城」について紹介したいと思います。

七尾城の歴史



当時の七尾城を再現したイメージ図

七尾湾が一望できる、石動山系の北端の標高300mほどの尾根上(通称城山)にあり、その尾根から枝分かれするいく筋も大小の尾根にも無数の砦を配置した大規模な山城です。「七尾」という名は「七つの尾根」(松尾、竹尾、梅尾、菊尾、亀尾、虎尾、龍尾)から由来されております。

室町三管領家の七尾畠山氏の初代当主で能登国守護の畠山満慶が正長年間(1428年~1429年)頃に築いたとされますが、当初砦程度のもので、次第に拡張、増強され、以後150年間にわたって領国支配の本拠となり、五代当主である畠山慶致の頃には守護所も府中(七尾城山の麓)から七尾城へと移されたといわれます。その後、畠山義統・畠山義綱の頃には能登では戦乱が続いたため増築され、最大の縄張りとなりました。

1576年に上杉謙信に包囲されることとなり、七

尾城は一年にわたり持ちこたえましたが、最終的には開城(七尾城の戦い)されてしまいます。この際謙信が詠んだ漢詩「九月十三夜陣中作」は有名です。

越中国と能登国をつなぐ要所である七尾城は、後に織田氏に領され城代として前田利家が入ります。しかし既に山城の時代でなく、拠点を小丸山城に移したことで1589年に廃城となりました。

現代の七尾城

2006年(平成18年)4月6日に「日本100名城(34番)」に選定され、日本五大山城の一つともされております。当時の城址の石垣がほぼ当時のままの雄大な姿を残しており、城好き、歴史好きな観光客が、知る人ぞ知る名所として全国各地から訪れてきます。しかしこれまで地元七尾市では、小学生児童の登山遠足や地域レベルの七尾城祭りなどをひっそりと開催するくらいで、あまり七尾城を観光資源としてうまく活用していませんでした。そこで昨今はこの資源をもっと活用



さくらのぼば
桜馬場の石垣

すべく、行政による遺跡調査を進めたり、民間でも新しいイベントの企画を考えながら、もっと全国に七尾城を知ってもらおうと日々模索しております。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、全国的に外出や旅に出るのが難しい時期になっておりますが、もしこの先機会がありましたら、七尾城址を実際に生で観に来ていただければ幸いです。また七尾は海の幸、山の幸に恵まれた非常に食文化も豊かなところですよ。美味しいものもたくさんありますし、有名な和倉温泉もごぞいます。

是非能登七尾へお越しください。きっとご満足いただけると思います。



本丸跡地からは七尾市街が見渡せる絶景です。

兵庫会 『土地家屋調査士制度制定70周年記念事業 「東経135度子午線可視化事業」について』

兵庫県土地家屋調査士会 技術対策委員長 福田 文彦

この度の土地家屋調査士制度制定70周年記念事業として兵庫会は「東経135度子午線可視化事業」を企画いたしました。日本の標準時を計算によって決定する際の基準となる「東経135度子午線」の多くは兵庫県を通過しており、登記制度創造プロジェクトの一環で進めることになりました。

兵庫会には技術対策委員会という組織があり、主に会員さんの測量技術の指導や登記基準点の設置指導を行っていますので、この子午線を可視化する事業の中心を担うことになりました。

また、令和2年8月1日の土地家屋調査士法改正により、新たに「筆界を明らかにする業務の専門家」が第1条に明記され、この筆界を明らかにするとは？と具体的に考えたときに1番初めに思い付くのは「基本三角点等に基づく測量」と頭に浮かぶのは私だけでしょうか？さらに、基本三角点等に基づく測量とは？と掘り下げていくと「地理学的経緯度」に行き着き、結局のところ兵庫県としてはベタかな？と正直思いましたが、執行部の熱い思いにより「子午線の可視化」を周年事業に選定し、設置するなら土地家屋調査士の周年事業というだけでなく、「誰でも」「いつでも」「どこでも」をテーマに掲げ、良いものを作りたい！という思いでスタートしました。

次に、場所を何処にするか？、これには担当した技術対策委員は相当悩まされました。

兵庫県は「子午線の通る県」とランドマークとしても利用しているだけあって、明石天文科学館をはじめ子午線の通る市町村全てといっても過言ではない数多くのモニュメントがあります。どんな所にどんなモニュメントがあるか詳しく調査すると、簡単な案内標識から大規模なモニュメント(西脇市へそ公園)などなど色々なものがありました。

土地家屋調査士制度の広報として適当な場所とは？の視点で見たときに兵庫県最南端で表示？、これは既に表示済みでした。みんな考えることは同じってことです！！

では最北端？、これは山の中で誰にも見てもらえない！それなら学校等公共施設はどうか？これは条件にヒットしませんでした。う～ん、難しいな～と担当者2名で子午線上の候補地をパソコンとにらめっこして、ようやく見付け出したのが「中国自動車道社パーキングエリア」です。私のイメージはトイレ休憩パーキングで、他に特別立ち寄ることのない余り記憶に残らない場所ですが、「子午線が通る」という他の場所では真似することができない特色があるじゃないか！ここなら県内、他府県関係なくた

くさんの方々に見ていただける。もしかしたら小学校の見学旅行等で立ち寄ってもらえるかも？お昼休憩にこの子午線を見てもらいながらお弁当を食べてほしい！など勝手に妄想が広がっていきます。正に「誰でも」がヒットしました。さらに、地図上の地点としても明確であり、上空視界も良好なので衛星画像に映る！、「いつでも」「どこでも」にもヒット！全ての条件が整うのはここしかない！と判断した瞬間です。

一つ気掛かりだったのは管理者であるNEXCO西日本等の協力が得られるのか？

そこは関係各位が総力を挙げてご尽力いただいたことでクリア！それどころか白線を地面上に引くだけの単純な工事がタイルの埋め込み等工事許可のおまけ付き！担当役員の度重なる交渉の賜物です。事業開始以後はNEXCO西日本と数回の打合せを行い、道路使用許可申請、占用許可申請等多くの手続きが必要でした(協力をお願いしている立場なのだから当然です！)。

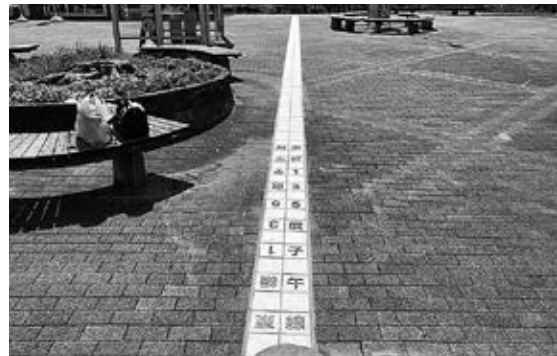
また、今回の事業に兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の協力も得て、認定登記基準点設置事業も行うこととなりました。この認定登記基準点に基づき子午線の位置を現地に設置することで位置精度にもこだわりました。わざわざチェックする人はいないと思いますが、苦勞に苦勞を重ねた自信を持った作品です。

当初は、令和2年度中に完成ということで進めておりましたが、上り線側パーキングエリアが道路利用上の問題により設置が遅れており、現在は下り線側パーキングエリアのみ完成しております。何とか今年度中の完成目指して頑張っている最中です。

仕事でもプライベートでも、もし兵庫県へ来られる機会があれば、是非「中国自動車道社パーキングエリア」に立ち寄り、我々の熱意を感じていただければ幸いです。最後に、当事業の推進にご尽力いただいた委員の皆様へ一言、「社パーキングエリア」が「子午線パーキングエリア」なんてなれば良いですね！お疲れ様でした。



社パーキングエリア(下り線側) 中央の白線が子午線です！※残念ながら、グーグルアースでは工事中の画像です。完成後の画像に更新されることを待つことにします。



子午線であることが分かるように、端部に「東経135度子午線」と表示！

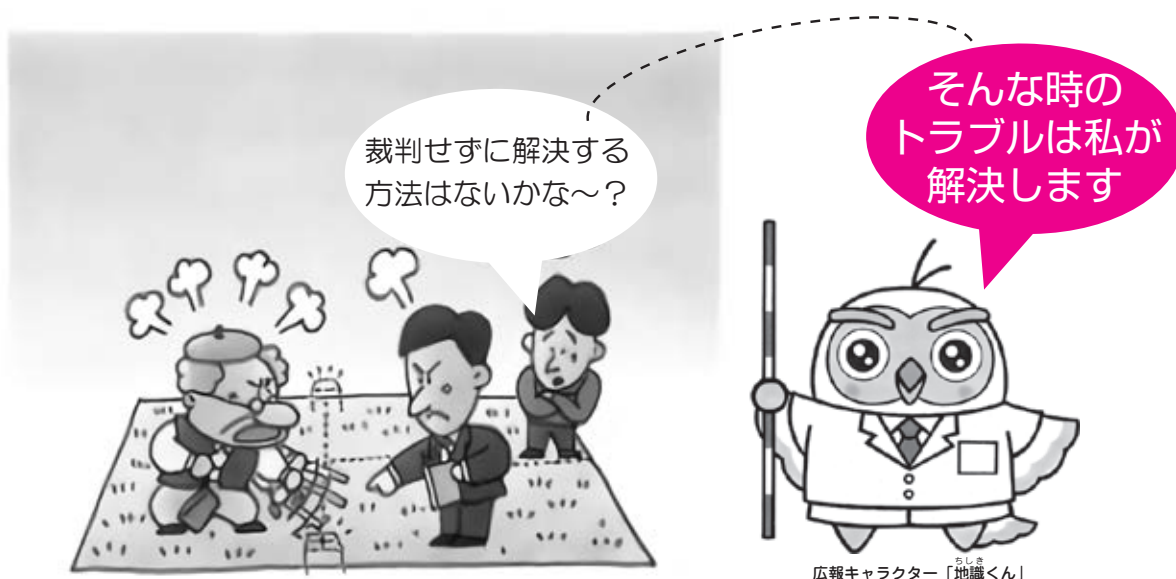


白線とは比べ物にならないほど「控えめ」に土地家屋調査士制定70周年と記載しました。

ADR

民間紛争解決手続代理関係業務

法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！



時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するADR認定土地家屋調査士を目指そう！

研修



審査



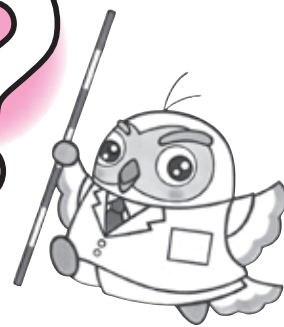
認定

45時間の集中研修でADR代理人として必要な知識を習得します。

研修で培った能力を検定します。

基準を満たした場合ADR代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定されます。

特別研修とは?



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円です。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（映像教材を視聴）

第17回土地家屋調査士特別研修の講義は次のとおり。

憲法	（2時間）	ADR代理と専門家責任	（2時間）
民法	（3時間）	所有権紛争と民事訴訟	（4時間）
民事訴訟法	（4時間）	筆界確定訴訟の実務	（2時間）

2 グループ研修（15時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

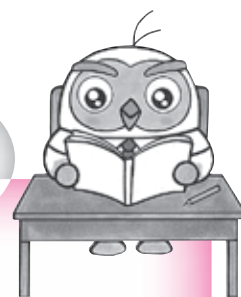
5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第17回特別研修の日程

- 1 基礎研修：令和4年7月8日（金）から10日（日）
- 2 グループ研修：令和4年7月11日（月）から8月18日（木）
- 3 集合研修：令和4年8月19日（金）、20日（土）
- 4 総合講義：令和4年8月21日（日）
- 5 考査：令和4年9月3日（土）



特別研修の受講体験者の声



土地家屋調査士特別研修を受講して

石川会 角田之尚会員（第14回特別研修受講・令和元年度）

当初の私はADRの認定にあまり関心がなく、特別研修を受けるつもりはありませんでした。調停にまで関与する必要はないだろうと考えていましたが、これからの土地家屋調査士はADRの認定を取り、境界紛争の解決に対しても力を入れるべきだと諸先輩方からの助言を受け、特別研修の受講を決意しました。

基礎研修については、当然訴訟に関する内容のものが多く、勉強したことがない私にとっては慣れないものではありませんでしたが、分かりやすく解説していただいたおかげで何とか理解できたと思います。グループ研修及び集合研修では、グループメンバーから自分の考えとは異なる意見や更に深くまで考えられた意見を聞くことができ、また、より良い回答を作成するためにグループメンバーと議論を重ねたことにより、1人で取り組むよりも深く理解できました。他のグループの回答も様々で、多くの考え方に触れることができるのもグループ研修の良さだと思います。特別研修全体を通して個人的に印象的だったことは、通常の業務とは自分の立場が異なることです。通常の業務では、中立の立場で物事を考えると思いますが、調停の場合はどちらか片方に与ることになるので、また違った難しさがありました。

特別研修の内容は、通常の業務をこなすだけではなかなか身に付かないものだと思いますので、特別研修を受講してしっかりと学ぶ必要があると感じました。調停員になることがなくとも、調停に関する知識を持って業務に取り組むことで、より幅広い対応ができると思います。

特別研修を受けに行こう

徳島会 笹山聡会員（第8回特別研修受講・平成24年度）

私が特別研修を受講したのは、補助者として土地家屋調査士事務所に勤務していた頃、所長から「今のうちに、取れるものは取っておいた方がいいよ。」とアドバイスを受けたのがきっかけでした。

グループ研修で他会の方との討論や懇親会で交流ができたことは、開業前の私にとって、とてもいい経験になりました。また、研修の趣旨である民間紛争解決手続代理関係業務を行うための倫理観や専門知識、素養を養うため弁護士の先生を交えたカリキュラムも組まれており、ついて行くのに必死だったことが思い出されますが、他会の先生方が理路整然と意見を述べられているのに触発されて、意欲を持って研修に取り組むことができたと思います。

開業して土地家屋調査士の業務に就き様々な案件に携わると、相談を受けた時点で紛争性を帯びた内容に出くわすこともまれではなく、日常業務を行う上でプラスアルファの心構えを持つためにも是非とも受講しておきたい研修です。さらに、相隣関係の知識と経験をもって、業務の幅を広げる基礎にもなるのではないのでしょうか。

大規模災害対策基金状況

令和3年11月15日現在

ご協力いただきありがとうございます。

本年度は令和3年11月15日現在、27会より寄附金をいただいております。
引き続き寄附金の募集を行っておりますのでご協力をお願いいたします。

収支状況

各会からの寄附金計	¥	315,824,498
一般会計繰入金計	¥	56,300,000
他の寄附金等収入計	¥	9,684,892
義援金等給付計	¥	-219,005,000
他の支出	¥	-4,959,922
収支	¥	157,844,468

各会からの寄附金合計

(平成9年度から令和3年度まで)

令和3年11月15日現在

調査士会名	寄附金額	調査士会名	寄附金額	調査士会名	寄附金額
東京	¥ 27,757,099	愛知	¥ 11,517,295	宮崎	¥ 4,335,000
神奈川	¥ 16,408,000	三重	¥ 6,033,081	沖縄	¥ 4,462,000
埼玉	¥ 20,082,820	岐阜	¥ 3,039,323	宮城	¥ 5,207,749
千葉	¥ 11,926,029	福井	¥ 2,181,248	福島	¥ 6,106,051
茨城	¥ 7,701,500	石川	¥ 3,732,665	山形	¥ 1,810,373
栃木	¥ 2,992,386	富山	¥ 2,617,000	岩手	¥ 6,407,588
群馬	¥ 5,651,000	広島	¥ 2,651,937	秋田	¥ 1,458,578
静岡	¥ 10,346,199	山口	¥ 2,649,000	青森	¥ 2,732,300
山梨	¥ 2,052,370	岡山	¥ 2,730,360	札幌	¥ 7,297,866
長野	¥ 7,150,500	鳥取	¥ 1,953,339	函館	¥ 1,483,000
新潟	¥ 8,512,900	島根	¥ 1,728,394	旭川	¥ 1,504,000
大阪	¥ 22,112,000	福岡	¥ 9,406,500	釧路	¥ 2,181,000
京都	¥ 5,982,107	佐賀	¥ 2,694,595	香川	¥ 4,000,000
兵庫	¥ 23,867,812	長崎	¥ 5,018,004	徳島	¥ 2,893,134
奈良	¥ 3,757,564	大分	¥ 4,385,000	高知	¥ 2,628,000
滋賀	¥ 4,013,632	熊本	¥ 4,486,000	愛媛	¥ 4,863,000
和歌山	¥ 2,992,538	鹿児島	¥ 6,324,662	合計	¥ 315,824,498

義援金等給付一覧

(平成10年度から令和3年度まで)

令和3年11月15日現在

支払日	所属会	対象	事象	合計	支払日	所属会	対象	事象	合計
平成10年度～平成22年度				¥ 56,305,000					
H23. 4.13	茨城	茨城会	東日本大震災運営費	¥ 1,000,000	H23.12. 5	兵庫	会員 7名	台風第12号	¥ 500,000
H23. 4.13	福島	福島会	東日本大震災	¥ 9,000,000	H23.12. 5	静岡	会員 7名	台風第15号	¥ 800,000
H23. 6.17	宮城	宮城会	東日本大震災	¥ 17,300,000	H23.12. 5	愛知	会員 1名	台風第15号	¥ 150,000
H23. 6.17	福島	福島会	東日本大震災	¥ 11,150,000	H24. 1.19	千葉	会員 5名	東日本大震災	¥ 1,750,000
H23. 6.17	岩手	岩手会	東日本大震災	¥ 12,750,000	H24. 1.19	茨城	会員 1名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H23. 9. 8	新潟	新潟会	新潟・福島豪雨	¥ 600,000	H24. 1.19	福島	会員 8名	東日本大震災	¥ 5,000,000
H23. 9.16	千葉	千葉会	東日本大震災運営費	¥ 1,000,000	H24. 1.19	宮城	会員 2名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H23. 9.16	千葉	会員 2名	東日本大震災	¥ 150,000	H24.10.17	福岡	会員 3名	九州北部豪雨	¥ 500,000
H23. 9.16	茨城	会員 14名	東日本大震災	¥ 3,550,000	H25. 1.17	福島	会員 2名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H23. 9.16	宮城	会員 10名	東日本大震災	¥ 6,750,000	H25.10.23	埼玉	会員 1名	9月2日に発生した突風等	¥ 50,000
H23. 9.16	福島	会員 18名	東日本大震災	¥ 8,850,000	H25.10.23	山口	会員 1名	7月28日からの大雨	¥ 200,000
H23.10.14	和歌山	会員 3名	台風第12号	¥ 700,000	H25.10.23	岩手	会員 2名	8月9日からの大雨	¥ 100,000
H23.10.14	三重	会員 1名	台風第12号	¥ 150,000	H26.11. 5	徳島	会員 2名	台風第11号	¥ 300,000
H23.12. 5	山梨	会員 1名	台風第12号	¥ 150,000	H26.12.15	京都	会員 7名	平成26年8月豪雨	¥ 1,000,000

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H27. 9.18	茨城	茨城会	関東・東北豪雨運営費 ¥	1,000,000
H27. 9.18	栃木	栃木会	関東・東北豪雨運営費 ¥	150,000
H27.12.15	埼玉	会員 3名	関東・東北豪雨 ¥	600,000
H28. 1.29	茨城	会員 7名	関東・東北豪雨 ¥	2,100,000
H28. 2.29	茨城	会員 1名	関東・東北豪雨 ¥	200,000
H28. 4.18	熊本	熊本会	熊本地震運営費 ¥	1,000,000
H28. 4.25	大分	大分会	熊本地震運営費 ¥	1,000,000
H28. 9.21	熊本	会員 15名	熊本地震 ¥	9,500,000
H28.12.15	熊本	会員 29名	熊本地震 ¥	10,200,000
H28.12.15	大分	会員 3名	熊本地震 ¥	600,000
H28.12.15	岩手	会員 2名	台風第10号 ¥	600,000
H28.12.15	札幌	会員 1名	台風第10号 ¥	500,000
H29. 2.23	熊本	会員 2名	熊本地震 ¥	500,000
H29. 2.23	鳥取	会員 1名	鳥取県中部地震 ¥	200,000
H29. 4.26	熊本	会員 2名	熊本地震 ¥	400,000
H29. 9. 4	福岡	会員 1名	九州北部豪雨 ¥	100,000
H29.10.31	福岡	会員 1名	九州北部豪雨 ¥	100,000
H30. 1.10	山口	会員 1名	台風第18号 ¥	100,000
H30. 1.10	大分	会員 2名	台風第18号 ¥	400,000
H30. 1.10	香川	会員 1名	台風第18号 ¥	200,000
H30. 1.10	奈良	会員 1名	台風第21号 ¥	100,000
H30. 1.10	岐阜	会員 1名	台風第21号 ¥	200,000
H30. 2.28	和歌山	会員 4名	台風第21号 ¥	700,000
H30. 6.29	大阪	大阪会	大阪府北部を震源とする地震運営費 ¥	1,000,000
H30. 7.31	広島	広島会	平成30年7月豪雨運営費 ¥	1,000,000
H30. 7.31	愛媛	愛媛会	平成30年7月豪雨運営費 ¥	1,000,000
H30. 8. 1	岡山	岡山会	平成30年7月豪雨運営費 ¥	1,000,000
H30. 9.18	山口	会員 2名	平成30年7月豪雨 ¥	600,000
H30. 9.18	京都	会員 1名	大阪府北部を震源とする地震 ¥	200,000
H30. 9.19	札幌	札幌会	北海道胆振東部地震運営費 ¥	1,000,000
H31. 1.31	大阪	会員 17名	大阪府北部を震源とする地震 ¥	3,300,000
H31. 1.31	大阪	会員 3名	台風第21号 ¥	450,000
H31. 1.31	和歌山	会員 4名	台風第21号 ¥	800,000

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H31. 1.31	愛知	会員 1名	平成30年7月豪雨 ¥	200,000
H31. 1.31	愛知	会員 3名	台風第21号 ¥	900,000
H31. 1.31	石川	会員 1名	台風第21号 ¥	200,000
H31. 1.31	岡山	会員 8名	平成30年7月豪雨 ¥	1,850,000
H31. 1.31	宮崎	会員 2名	台風第24号 ¥	300,000
H31. 1.31	札幌	会員 2名	北海道胆振東部地震 ¥	550,000
H31. 1.31	愛媛	会員 5名	平成30年7月豪雨 ¥	1,900,000
H31. 3. 1	大阪	会員 2名	大阪府北部を震源とする地震及び台風第21号 ¥	400,000
R 1. 9.27	広島	会員 10名	平成30年7月豪雨 ¥	2,500,000
R 1.10.11	千葉	千葉会	台風第15号運営費 ¥	2,000,000
R 1.12.23	神奈川	神奈川会	台風第19号運営費 ¥	1,000,000
R 2. 1.10	佐賀	会員 1名	令和元年8月大雨 ¥	200,000
R 2. 1.10	神奈川	会員 1名	台風第15号 ¥	200,000
R 2. 1.10	東京	会員 1名	台風第19号 ¥	500,000
R 2. 1.10	宮城	会員 2名	台風第19号 ¥	300,000
R 2. 1.29	神奈川	会員 2名	台風第15号 ¥	400,000
R 2. 1.29	埼玉	会員 1名	台風第19号 ¥	200,000
R 2. 1.29	栃木	会員 1名	台風第15号 ¥	500,000
R 2. 1.29	静岡	会員 1名	台風第19号 ¥	200,000
R 2. 1.29	宮城	会員 2名	台風第19号 ¥	200,000
R 2. 1.29	福島	会員 8名	台風第19号 ¥	5,500,000
R 2. 2.28	長野	会員 7名	台風第19号 ¥	2,100,000
R 2. 2.28	福島	会員 3名	台風第19号 ¥	1,100,000
R 2. 8. 3	千葉	会員 24名	令和元年台風第15号及び第19号 ¥	6,100,000
R 2. 9.30	福岡	会員 3名	令和2年7月3日からの大雨 ¥	1,200,000
R 2.10.12	熊本	熊本会	令和2年7月3日からの大雨運営費 ¥	1,000,000
R 2.12. 7	熊本	会員 4名	令和2年7月3日からの大雨 ¥	2,200,000
R 2.12. 7	福岡	会員 2名	台風第10号 ¥	400,000
R 3. 3.18	千葉	会員 1名	令和元年台風第15号 ¥	200,000
R 3. 6.30	宮城	会員 3名	福島県沖地震 ¥	750,000
R 3. 9.10	島根	会員 1名	令和3年7月1日からの大雨 ¥	200,000
R 3.10.29	東京	会員 1名	令和3年8月11日からの大雨 ¥	200,000
支出計				¥219,005,000

義援金等給付合計(平成10年度から令和3年度まで)

¥219,005,000

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



11月16日
～12月16日

秋から冬にかけて、水道橋の町の日暮れは早い。私の地元・瀬戸内地方と比べると1時間は早く暗くなる感覚だ。屋外における土地家屋調査士業務の場面では、16時過ぎには視通が効かなくなり、片付けに入らざるを得ない状況だ。そして16時40分頃には、真っ暗な空間に水道橋の町の灯りが浮かび上がる。とにかく、日暮れが早いので、なんだか時間を損した気分になってしまうのは私の損得勘定かもしれない。反対に水道橋の町に朝ぼらけが訪れる時間は早いはずなのだが、寝坊助な私には得した感じにはならないのである。

11月

17日 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたオンライン研修会標記の研修会講師として佐賀市へ向かう。本来であれば、助成対象会の皆さんに対して豊富な研修実績をお持ちの学術顧問の先生方から研修を受けていただくことを目的とした企画であるが、コロナ禍ということもあって、私から「土地家屋調査士を取り巻く環境」と題し、制度の立ち位置と未来地図を中心にお伝えさせていただいた。

24日 法務省民事局民事第二課との打合せ(民法・不動産登記法改正に関する周知・広報について)
所有者不明土地等問題の解決を促進する観点から、専門職者だけでなく国民全般に向けた周知広報の全体像について、法務省民事局民事第二課と協議。私たちからは、日々の業務において耳にしてきた国民の声についてお伝えさせていただくとともに、周知広報に関しての協力体制について説明させていただいた。

24日 第8回正副会長会議

全ての副会長を招集し、午後からの常任理事会に向けて審議事項・協議事項の確認と懸案事項について情報の共有を図ったところである。

24日、25日 第8回常任理事会

新型コロナウイルス感染症が比較的落ち着きを見せる中での常任理事会を開催。私からは、自身、家族、事務所スタッフの健康管理には、引き続き留意いただくよう挨拶させていただいた。各担当部署からの報告を受けた後、五つの審議事項と十八に及ぶ協議事項につき、常任理事会としての方向性を確認した。

25日 自由民主党 予算・税制等に関する政策懇談会

令和3年7月から準備・検討を進めてきた、国に対する予算・政策要望を自由民主党団体ヒアリングの場で公表。全調政連とも協議を重ねての内容であるとともに、全国の土地家屋調査士と国民生活をつなぐ思いを十項目にまとめて要望させていただいた。

25日 第2回連合会長とリモートで話そう!

連合会長は、全国の会員にとって、少しでも身近な存在でありたいと考えて始めた当企画である。今回は2回目であったが30代から70代までと年齢層も幅広い皆さんの参加をいただいた。私自身、ハッとさせられる気付きにも出会えるし、参加された皆さんの笑顔に元気をもらえる、本当に楽しい時間である。次回以降も様々な、そして多くの皆さんの応募を期待している。

26日 土地家屋調査士試験委員推薦に関する打合せ
地方出身の者には、土地家屋調査士試験委員の推薦等に関しての情報に触れる機会は、ほとんどなかったわけであるが、この日、鈴木副会長、神奈川会大竹会長、埼玉会高柳会長、千葉会秋山会長、内野前常任理事といった、過去において試験委員を経験された先生方に参集いただき、東京会佐々木会長と柳澤副会長も交えて過去からの経緯や体験談、現状の課題、提言等を中心に意見交換した。連合会としても実情把握と協力体制を構築する必要性を感じた。

27日 日本登記法学会第6回研究大会・総会(電子会議)

日本登記法学会は日本司法書士会連合会代表が中心となって創設した学会であり、私自身は設立準備段階から関与させていただいていた。今回の研究大会には、日調連から今瀬常任理事が「リモートセンシングデータの登記利用について」と題した研究発表も行い、ウェブにより多くの質問も寄せられていた。

27日 地籍問題研究会第30回定例研究会

今回の地籍問題研究会のテーマは「地籍図編製の研究」と題し、大阪大学名誉教授の小林茂先生の特別講演を軸にリモートにて開催された。私は収録会場にお邪魔させていただき、視聴している皆さんへご挨拶をさせていただいたところである。

29日 衆議院議員上川陽子「政経セミナー」

前法務大臣の上川陽子先生のセミナーに出席。先の総選挙を経られて、難問から逃げることなく、司法外交の応援団としての活動に注力されることのお話が印象的であった。

12月

3日 古川法務大臣表敬訪問等

岸田内閣において法務大臣に就任された古川禎久先生を表敬訪問させていただいた。大臣の地元である宮崎から谷口会長も同席され、所有者不明土地等問題への対応について意見交換と期待している旨の発言をいただいた。

8日 第9回正副会長会議

各副会長と総務部長も参集し、午後からの理事会に向けて審議事項・協議事項の確認と懸案事項について情報の共有を図った。

8日、9日 第6回理事会

年内最後の理事会を開催。八つの審議事項と十四の協議事項が上程され、多くの理事から活発な意見が述べられた。私からは、令和四年度・事業方針大綱の素案を示し、理事の意見と提言を聞かせてもらった。

9日 参議院議員世耕弘成「政経セミナー」

先の経済産業大臣・世耕弘成先生のセミナーに出席。先生からのお話は、新型コロナウイルス感染症の病床準備やカーボンニュートラル対応にも及び、活力に満ちた内容であった。

10日 沖縄会 業務研修会

研修会講師として案内をいただき、五年ぶりの沖縄へ向かう。那覇空港に降り立つと、師走であることを忘れてしまうような気候が迎えてくれた。研修会は「これからの調査士像～私たちの未来～」と題して、現在地から将来への展望に関してお伝えさせていただいた。先立って長崎会の船津会長の講演もあり、土地家屋調査士法人の展望について実例を交えながら、分かりやすく解説されていた。

15日 おおさか誠二衆議院議員 政経セミナー

逢坂誠二衆議院議員の勉強会に参加。先生の原点ともいえる北海道時代の紹介をいただき、政治の世界において日常的な情報公開と、人への投資こそが大切であるとの講話は、私たちにも共通する要素だと感じた次第である。

15日 石田真敏衆議院議員 「第33回石田真敏政経懇話会」

和歌山県が地元の石田真敏衆議院議員には、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の幹事として、長きにわたりお世話になっている。この日の懇話会では、補正予算、コロナ対策、岸田総理への提言等について、お話をいただいた。

16日 全国土地家屋調査士政治連盟 第4回幹部会

全調政連の幹部会にて、連合会の動向や法改正の経緯、土地家屋調査士制度の未来予想、政治連盟との連動について講演させてもらう機会を準備いただき、情報の共有を念頭に置きながら、お話をさせていただきました。

「連合会長とリモートで話そう！」



広報キャラクター「地識くん」

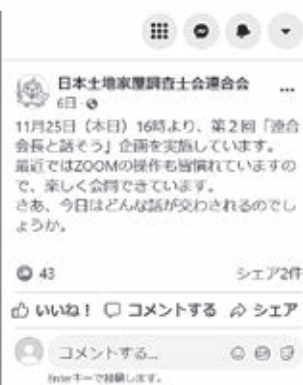
日本土地家屋調査士会連合会 広報部

普段話す機会のない連合会長とリモートで話をしませんか。土地家屋調査士制度の未来から会長の趣味まで話したい事、聞きたい事、会長が丁寧にお答えいたします！！

実施は2か月に1回ほどになります。募集に当たっては連合会公式Facebookにて告知いたします。連合会の会務状況もFacebookで更新していますので、これを機会に是非チェックしていただき、フォローをお願いいたします。

アカウント名：日本土地家屋調査士会連合会

URL <https://www.facebook.com/tochikaokuchosashi>



岡田会長



山本広報部長

11月

16日

第7回土地家屋調査士総合研究所(仮称)創設に関する検討PT会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)設立に係る構想案について

17日、18日

第6回研究所会議

<協議事項>

- 1 令和4年度研究所予算(案)について
- 2 第2回研究所全体会議の進行等について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会著作権規程について

18日、19日

第2回研究所全体会議(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 各研究テーマにおける研究方針等について(分科会)

24日

第8回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和3年度第8回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

24日、25日

第8回常任理事会

<審議事項>

- 1 令和4年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則及び関係規則等の一部改正(案)について
- 3 第79回総会(臨時総会)及び意見交換会に係る費用の予備費からの支出について
- 4 令和4年度に実施する「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」について
- 5 第17回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について
- 6 総務部担当役員の増員について
- 7 社会保険労務士との顧問契約について
- 8 eラーニングコンテンツの作成について
- 9 令和3年度ADRセンター担当者会同(電子会議)の開催について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)設立に係る構想案について
- 2 専務理事及び常務理事の役員手当等の特例

の一部改正(案)について

- 3 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 4 土地家屋調査士法人会員に係る日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
- 6 土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等の作成について
- 7 GNSS単点観測法による登記多角点測量マニュアルの作成について
- 8 登録・入会前の有資格者として新人研修を修了した会員に係る対応について
- 9 土地家屋調査士年次研修実施要領の一部改正(案)について
- 10 「土地家屋調査士白書2022」の作成について
- 11 令和4年度各部等事業計画(案)について
- 12 第79回総会(臨時総会)及び意見交換会の開催について
- 13 日本土地家屋調査士会連合会における令和4年度の主要な会議に関する日程(案)について

25日、26日

第7回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討について
- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 5 土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等の作成について
- 6 筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)について
- 7 GNSS単点観測法による登記多角点測量マニュアルについて
- 8 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム(不動産登記)のプログラム変更について
- 9 令和4年度事業計画(案)及び同予算(案)について

30日

第5回マニュアル作成等委員会担当者(報酬)会議
<協議事項>

- 1 報酬マニュアルの作成について

12月

1日

第7回研究所会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和4年度研究所予算(案)について

2日

第4回マニュアル作成等委員会担当者(登記基準点)会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 登記基準点マニュアルの作成について

第7回社会事業部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会ADRセンターに関するアンケートについて
- 2 eラーニングコンテンツの収録について
- 3 令和4年度予算(案)について

3日

第8回土地家屋調査士総合研究所(仮称)創設に関する検討PT会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)設立に係る構想案について

6日

研究所第1回研究テーマ「地籍調査に関する研究」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「地籍調査に関する研究」について

8日

第9回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和3年度第6回理事会審議事項及び協議事項の対応について

8日、9日

第6回理事会

<審議事項>

- 1 令和4年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則の一部改正(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会総会議事運営規則の一部改正(案)について

- 5 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について

- 6 第79回総会(臨時総会)及び意見交換会に係る費用の予備費からの支出について

- 7 令和4年度に実施する「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」について

- 8 第17回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について

- 9 総務部担当役員の増員について

- 10 社会保険労務士との顧問契約について

- 11 令和3年度ADRセンター担当者会同(電子会議)の開催について

- 12 eラーニングコンテンツの作成について

- 13 第79回総会(臨時総会)及び意見交換会の運営について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)設立に係る構想案について

- 2 専務理事及び常務理事の役員手当等の特例の一部改正(案)について

- 3 土地家屋調査士法人会員に係る日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応について

- 4 土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等の作成について

- 5 GNSS単点観測法による登記多角点測量マニュアルの作成について

- 6 土地家屋調査士年次研修実施要領の一部改正(案)について

- 7 「土地家屋調査士白書2022」の作成について

- 8 令和4年度各部等事業計画(案)について

- 9 日本土地家屋調査士会連合会における令和4年度の主要な会議に関する日程(案)について

第6回理事会における業務執行状況の監査

9日

第4回監査会

第3回マニュアル作成等委員会(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 各種マニュアルの作成について

13日、14日

第6回マニュアル作成等委員会担当者(報酬)会議

<協議事項>

- 1 報酬マニュアルの作成について

14日

研究所第1回研究テーマ「不動産取引」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 各研究員の研究テーマの具体的な内容及び研究計画について

14日、15日

第8回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討について
- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 5 土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等の作成について
- 6 筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)について
- 7 GNSS単点観測法による登記多角点測量マニュアルについて

- 8 地方公共団体に係る筆界特定の申請代理業務について

- 9 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて

- 10 令和3年度事業執行見込み及び令和4年度予算(案)について

15日

第2回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 会報の編集及び発行に関する事項について

第1回筆界特定制度推進委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 筆界特定制度の推進に係る検討事項について

15日、16日

第5回マニュアル作成等委員会担当者会議(登記基準点)

<協議事項>

- 1 登記基準点に関するマニュアルの作成について



おしる
広報キャラクター「地蔵くん」

補助者の皆様へ

厚生労働省 教育訓練給付制度のご紹介

～ Part 1 ～

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

教育訓練給付制度を知っていますか？

教育訓練給付制度は、労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部(受講費用の20% [上限10万円])が支給される制度です(厚生労働省パンフレットより)。

給付を受けられる条件は、

- ① 雇用保険に1年以上加入していて、今まで教育訓練給付を受けたことがないこと。
- ② 離職後1年以内で、今まで教育訓練給付を受けたことがなく、雇用保険の加入期間が1年以上あること。
- ③ 今まで教育訓練給付を受けたことがある人は、前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が3年以上あること。

①～③のどれかに当てはまれば給付対象となります(受給資格があるかどうかは一度ハローワークにお問合せください)。

対象講座は約14,000講座ありますが、その中には土地家屋調査士受験に関する講座も給付対象になっています。

対象講座を開講している受験専門学校から、同講座や制度を利用した申込方法、また給付についてご紹介いただきます。

東京法経学院



東京法経学院では、次の講座が教育訓練給付制度の対象講座となっています。

【対象講座・タイプ】

- 土地家屋調査士合格直結答練[通信教育 教材学習タイプ](学習経験者向け)
- 土地家屋調査士実戦答練[通学講座](学習経験者向け)

【特徴・指導コンセプト】

答練とは「答案練習会」の略称です。中・上級者向けの演習(アウトプット)講座である「答練」では、近年の本試験傾向に即した的確な予想問題を出題しますので、的を絞った効果的な学習が可能です。1肢ごとの関連・発展項目や重要事項等を分かりやすくレクチャーした、きめ細かい解説書と解説講義で、



誤答した箇所の整理も容易に行えます。また、全国統一成績表・個人別成績表は詳細なデータが満載で、現時点での正確な実力診断や今後の学習計画の指針と参考資料にご活用いただけます。

▼多くの優秀な受験生が集う答練こそベスト！！

土地家屋調査士受験において、本学院の「答練」は、

40年以上にわたり開講し、圧倒的多数の合格者を輩出しています。他の受験指導機関と比較し、「歴史と実績が違う」「指導講師陣が優秀」「出題内容が常に新鮮」等が挙げられます。「答練」の受講目的は多数の受験生との競い合いの中で、弱点を克服し、一步一步、合格力を蓄え、最終的に勝利することだと言えます。

本学院では、例年どおり2022年度も「答練講座」を開講し、全国の受験生の熱い期待に応えることができるように、講師陣と職員が一丸となって取り組んでまいります。

▼本試験を先取りし、真の合格力をつける！

2022年度本試験受験対策として、本試験で予想される出題レベル・出題形式の問題に当たり、柔軟で正確な真の知識を身に付けなければなりません。

そこで、本試験の半歩先を行く問題を解答することが合格への必要条件ではないかと考え、これから予想される出題形式で問題を提示し、知識の正確さ、柔軟さの「修得」を図ります。つまり、いつ何時、出題レベル・出題形式に変更が加えられるか分からない本試験に対応できる、真の柔軟な能力の完成を目指すのです。

また、公開模試も含まれていますので、時間配分の体得、弱点克服、総合力アップなどの総仕上げとして、合格に要求される全ての要素の強化・完成を目指します。

【申込方法】

東京法経学院のホームページよりお申込みください。

<https://www.thg.co.jp/tyosa/school/class/tyoketu.htm>



※本誌の裏表紙にも「土地家屋調査士合格直結答練」のご案内を掲載しております。是非、ご覧ください。

【制度を利用した場合の給付見込額】

■土地家屋調査士合格直結答練[通信教育 教材学習タイプ]

給付見込額 27,940円 (教育訓練経費(学費)139,700円(税込))

■土地家屋調査士実戦答練[通学講座]

給付見込額 28,600円 (教育訓練経費(学費)143,000円(税込))

※同講座内で、対象となるコースとならないコースがございますので、お申込みの際に十分ご確認の上お申込みください。

※給付金支給対象者の照会、給付金支給申請の手続等は、原則としてご本人の住所を管轄するハローワークにてお願いいたします。

※支給額は教育訓練経費の満額をお支払いいただいた場合の金額です。支給額は受講料として支払った金額の2割となります。

※通学講座の場合は、講座の8割以上出席された方が対象となります。

※通信教育の場合は、所定の提出課題を全部提出した上で、それぞれの課題において6割以上の得点を取られた方が対象となります。

※詳細は本学院ホームページでご確認ください。

→ <https://www.thg.co.jp/kyufu/>

収入減の補償

土地家屋調査士の皆さまへ 所得補償保険

万一、病気やケガで長期間休業したときに収入の減少をカバーします！

新型コロナウイルス
感染症も対象

団体割引 **15%** 適用!!

免責 **0日プラン** が
オススメです

病気やケガで
就業不能になった場合に
保険金を
お支払いします！



医師の指示による自宅療養も
対象！

自宅療養中
(医師の指示による場合)
も対象となります。



免責期間0日プランは短期間の入院（自宅療養を含む）でも充実した補償

長期補償！

最長12か月の長期補償！
(免責期間がある場合は、
免責期間終了の翌日から
12か月補償します。)



ご加入は告知のみでOK！

ご加入の際医師による診査は
不要です。



保険期間 2021年**10月1日** 午後4時～ 2022年**10月1日** 午後4時まで1年間

日本土地家屋調査士会連合会共済会

代理店・扱者 **有限会社 桐栄サービス** TEL:03 (5282) 5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

引受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社** TEL:03 (3259) 6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部 営業第一課

※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

B21-100564 使用期限：2022年10月1日



日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

**住宅地図・ブルーマップ
 全国閲覧可能!**
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

**著作権許諾証つき
 地図印刷!**

**地図上で事件簿
 管理ができます!**

**SIMA図示や
 多彩な地図検索!**



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

地図機能について

「調査士カルテMap」では、以下地図機能のご利用が可能です。

住宅地図の表示



ブルーマップの表示



用途地域の表示



SIMAデータの取り込み



住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

「調査士カルテMap」無料お試しID利用会募集中

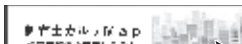
先着5会限定 土地家屋調査士会単位で配布しています。

本システムを利用することで、調査情報の保全・継承だけでなく、土地家屋調査士投資の協力体制を強化することで業務を効率化することができます。また、多くの土地家屋調査士が利用することで、業務範囲・市場の拡大や、他業界に向けた情報や知見の発信も可能にします。

通常月額3,300円(税込)のサービスを無料でお試しください。

- ・ Webアプリケーションの為、インターネット環境があればいつでもどこでもご利用が可能です。
- ・ 無料お試しIDは土地家屋調査士会単位で配布致します。集合形式やWeb形式の研修に合わせて本システムの説明会を実施することも可能ですので、是非一度ご相談ください。
- ※本登録いただく場合でも登録月の月末までは無料でご利用いただけます。
- ※無料お試しIDのご利用期間は、ID発行から2ヶ月間です。
- ※無料お試しIDにて登録いただく調査情報は、本登録後のアカウントには継承できません。

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 WEB サイトをご確認ください



← 連合会 HP 右下の
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】
日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 E-mail kartemap@chosashi.or.jp

国民年金基金で剣道昇段審査に挑戦

香川会 橋本 博之

香川県土地家屋調査士会の橋本博之と申します。この度は、国民年金基金のPRに駆り出されました。どうして私なのかわかりませんが、今年から国民年金基金を受給しています。私なりの国民年金基金についての思いを書かせていただきます。

私の事務所は瀬戸内海の楽園、小豆島にあります。人口は2万6千人程度、典型的な過疎の島です。小豆島には土地家屋調査士が5名在籍しています。私は昭和31年1月生まれですが、これでも5名の土地家屋調査士の真ん中の年齢ですので、とても平均年齢の高い地域です。

私が土地家屋調査士となった経緯ですが、東京の私立大学を卒業して帰島したものの、就職できず、しばらくはアルバイトをしていました。その後、縁あって、経理事務所に入社しましたが、私は経理の知識はゼロでした。が、そこには登記部門を取り扱う部署があり、社長である私の先生が税理士、司法書士、行政書士そして土地家屋調査士の資格を有しており、その土地家屋調査士部門の仕事をするようになりました。土地家屋調査士という資格も仕事の内容も知らないで入社したものですから、先生からの手取り足取りのご指導をいただき、補助者としてなんとか務まるようになりました。しかし、間もなくご指導をいただいていた先生が若くして他界してしまいました。そこで、退社して土地家屋調査士の資格試験を受けることにしました。運良く、一度目の受験で合格し、即、開業の道を選び、昭和57年1月に香川県土地家屋調査士会に入会いたしました。27才で入会して、今年^{*}で40年目を迎えたこととなります。

さて、開業はしたものの、老後の資金については不安でありました。年金は国民年金のみ、私の周りの友人たちの多くが公務員、会社員で、共済年金、厚生年金を受給できる方ばかりでした。そんな時に、国民年金基金ができるということで、即加入しました。最初は単品でしたが途中で増口もしました。また、掛金が社会保険料控除できるということでしたので、間もなく、補助者である妻も加入しました。掛金の納付方法も、少しでも有利になるように、年一括の

銀行口座からの引き落としにしました。しかしながら、年間の二人分の掛金が一度に引き落とされるとあって、引き落とし時期が近くなると、銀行口座の残高を気にすることもありました。そんなこともありながら、60才で掛金終了、今年から国民年金基金を受給できるようになりました。今となっては加入していてよかったと思う次第です。

ところで、年金の使い方ですが、私は趣味で長年剣道をやってきました。土地家屋調査士歴は40年ですが剣道歴は50年ほどになります。今は試合に出るということはありませんが、剣道には段位審査があります。私は現在、剣道七段ですが、その上に剣道八段があります。剣道七段は全国に1万2千人くらいいますが、剣道八段は500人程度、その差は歴然としています。剣道八段審査は合格率1パーセント未満、日本最難関の試験の一つとして有名です。そんな審査を受けるためにはお金がかかります。試験会場も京都と東京だけで、年2回開催されます。ですから、小豆島在住の私には受審費用プラス交通費、宿泊費等で1回あたり10万円以上の出費になります。その上、現地での飲み代も必要ですし…。また、審査は平日開催ですので、土日以外の3日間程度は業務を休むことになります。妻からは「あんた、良い趣味もつとるな」というお褒めの言葉を毎回もらっています。今年から国民年金基金を受給できるようになり、受審費用の保証はできましたので、後は審査の出来の保証だけですが、そちらのほうは、ちょっと…。これから体の続く限り受審すると思います。

土地家屋調査士業務も剣道も体の健康があつてのものです。その上、剣道は田舎剣士の私には出費のかさむ「良い趣味」であります。体も財布？も健康でありたいと思っています。妻の方もあと4年ほどで受給できるようになります。今はそれを二人で楽しみに待っている今日この頃です。

※2021年(執筆時点)



確定申告で、
「税金がこんなに!？」
と、驚いている先生方



全国国民年金基金で、

節税しながら
年金をつくろう!!

人生100年時代
にも安心な
終身年金
が基本

口数を
減らしたり、
払込を一時停止
することができます。
納付した掛金は
年金として受取る
ことができます

掛金は、
全額所得控除
家族の掛金も
控除の対象
になります

予定利率が
1.5%
と、民間生保の
予定利率と
比較して高い

期間限定!
ご加入キャンペーン

令和4年 1/1~3/31までにご加入の方に
クオカード 3,000円 プレゼント!!

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2F
☎ 03-6902-2161 (平日9:00~17:00)



令和3年10月22日(金)令和3年度第2回研修会

緊急事態宣言が解除された後ですがコロナ禍での計画であったため、Webによる開催となりました。Web開催とはいえ全国から約100名の参加がありました。巷は衆議院選挙の真っただ中です。総理大臣も代わり、コロナも落ち着いて、新しい時代が来るのかと、これからの公嘱協会に希望と使命を感じさせる研修でした。

研修内容は1部が寶金先生の講演、2部が公益社団法人岐阜協会からの業務提案です。

研修①

講演「地籍の要としての表題登記～我が国の問題状況と大変革への動きの加速～」

講師 弁護士 寶金敏明氏

日本は戸籍が非常にクリアーである。ほぼ全ての国民を網羅しており、しかもその正確性は極めて高い。一方で地籍は次の(1)と(2)の相乗効果により現在の地籍簿(土地登記簿+法14条地図)は真実を半ばしか表せておらず、大量相続時代の登場により不十分な状態に拍車を掛けている。



(1) 地籍編製事業の頓挫と縦割行政

内務省の地籍編製事業(明治7年発足・予算不足で頓挫)は、土地の境界を明確ならしめて紛争を予防することが目的なのに対し、大蔵省の地租改正事



講演風景

業の地図作り(明治6年発足)は課税対象の全ての土地につき課税資料を獲得するために課税対象の土地を正確に把握することが目的である。そうだとすれば、地図作りを一本化した方が理にかなうのだが、別々に作り始めてしまった。

(2) 徹底した意思自由の原則の採用

明治維新政府によって作られた民法は、徹底した「意思自由の原則」が採用された。意思主義の立法では、相続しない自由、相続しても登記しない自由が認められている。

しかしながら、平成30年6月「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」をはじめとして、地籍を抜本改革するための法制がようやく登場してきた。

令和元年5月「所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」

令和2年「土地基本法の一部を改正する法律」

令和2年4月「第7次国土調査事業十箇年計画」スタート(令和2年～11年度)

令和3年法律24・25号(民法改正等)＝「所有者不明土地抑制法」

- ・登記の確実な履践のための不動産登記制度の見直し
- ・相続人に相続登記の申請義務付け(不登76条の2＝164条1項)
- ・相続土地国庫帰属制度の創設
今後5年内程度の見直し
- ・法務省による、登記官の筆界調査の手法の改訂(令和4年中)
- ・所有者不明土地管理制度の創設
- ・管理不全土地管理制度等の創設
- ・相続登記の義務化
- ・登記所と市町村の住基ネットワークシステムとの連携、戸籍情報連携システムの整備等による職権的な変更登記や住所等の変更登記の申請義務化がスタートする。

以上により、長期相続登記未了土地の解消等がより効率的に行われることとなり、地籍簿の作成の促進が図られる。これからは相続登記の義務化にしても、地籍簿の作成にしても、現在の登記官の数では全く手が足りない。司法書士、土地家屋調査士あるいは

公嘱協会も大いに活躍できる場があると思われる。

研修②

公益社団法人岐阜協会による業務提案

公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

副理事長 上村重徳氏

令和2年の土地基本法の改正により地方公共団体の責務が明文化されました。

国及び地方公共団体の責務(第7条)

土地所有者等による適正な土地の利用及び管理を確

保するための必要な措置(地籍調査等)を講ずるよう

に努めるものとする。
このように、管理者としての責務が大きくなることとなった法改正の背景において、地区計画業務の事業は長期に渡り業務発注ごとに街区調査、官民境界確認を行っているため調査測量の重複が懸念される状況です。また、土木調査課への公共用地の境界確認申請の件数が多いため職員の負担が大きく、手続の処理に時間が掛かっています。

そこで公益社団法人岐阜協会からは、次の2つを業務として提案します。

(1) 官民境界補助業務について

- ・外部委託(アウトソーシング)における効果

(2) 公共用物の表題登記について

- ・地区計画事業に係る測量資料を利用した法定外公共物の表題登記及び管理道水路の地積更正登記

公嘱協会では現行の不動産登記法から数値(世界測地系による組成)による財産管理を啓発しています。境界確定資料のデータの一元化は必修であり事業費の軽減に大きく貢献することができます。ここ



で派生する成果は「地籍調査」、「災害復興」、「基盤整備」等で必ず後世に生かされる資料となります。

今回の研修を通して、現在はちょうど法改正の過渡期です。我々公嘱協会は更なる研鑽を重ねて進化していかなければなりません。大変貴重な研修でありましたことをここにご報告し、講師の両名に心より御礼を申し上げます。

(理事 高橋宏明)

会議経過

10月6日	第3回企画担当打合せ(Web開催)
10月13日	第1回業務担当打合せ(Web開催)
10月15日	第6回正副会長会議・資金顧問との打合せ(Web開催)
10月18日	第1回研修担当打合せ(Web開催)
10月21日	第1回広報委員会(キンダイとの打合せを含む)
10月21日	第2回監査会(東京開催、一部Web開催)
10月22日	第6回理事会(東京開催、一部Web開催)
10月22日	第2回研修会(Web開催：エドモントホテルからの配信)
11月11日	第2回広報委員会(キンダイとの打合せを含む：東京開催、一部Web開催)
11月30日	第7回正副会長会議(Web開催)
12月2日	日本土地家屋調査士会連合会共済会第3回幹事会(Web参加)
12月14～15日	第3回広報委員会



榊原会長



質疑応答風景

土地家屋調査士名簿の登録関係

■ 登録者

令和3年11月1日付

東京 8224 立木 俊彦
神奈川 3173 吉村 剛
千葉 2245 山村 晃平
千葉 2246 富田 充
栃木 953 長谷川直子
群馬 1090 角田 圭介
静岡 1844 油井 邦秀
静岡 1845 望月 栄一
愛知 3071 坂野 友昭
沖縄 522 友利 鉄也
山形 1248 廣瀬 大介
香川 736 香西 晴之

令和3年11月10日付

埼玉 2750 鈴木 豪
福岡 2383 岸 幸一
岩手 1181 菊池 慶介

令和3年11月22日付

東京 8226 海野 信一
群馬 1091 橋本 裕作
宮城 1066 菅原 翔大
福島 1513 阿部 雅之

■ 登録取消し者

令和3年9月20日付

香川 644 西丸 茂

令和3年9月25日付

岡山 1035 松田 啓二

令和3年10月1日付

東京 5536 室屋 茂己

令和3年10月4日付

埼玉 1135 内田平四郎

令和3年10月12日付

東京 4940 榎 弘

令和3年10月15日付

富山 166 経澤 弘

令和3年10月21日付

大阪 2442 高橋 晴雄

令和3年11月1日付

神奈川 2169 東島 幸雄
兵庫 1604 橋本 浩彰
和歌山 350 辻坂 榮一
愛知 1442 中澤 賢一
岡山 1379 松原 孝允

福岡 626 安藤 靖彦

令和3年11月10日付

東京 6966 吉村 大樹
神奈川 1778 関 延之
神奈川 2664 平田 郁夫
茨城 882 江橋 儀一
大阪 2393 大栃 和夫
奈良 305 落合 昇
石川 539 越多 孝
熊本 855 小川 一義
宮城 640 高橋 善晴
宮城 642 小酒井敏繼
札幌 1049 加藤俊太郎
香川 565 鎌田 正康
愛媛 491 高須賀 光

令和3年11月22日付

大阪 3338 吉田 憲治
兵庫 1257 山田 通哉
福岡 2000 浦 忠樹

■ ADR認定土地家屋調査士 登録者

令和3年11月1日付

大阪 3046 塩田 征司



「飾り海老」

深谷 健吾

長き髭末広がりの飾り海老
車椅子押して参るや初葉師
厄落す役に回りにて御神酒受け
大小の星ちりばめて去年今年

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

生業に励み勤勞感謝の日
存へて句を道連れに文化の日
ロープウェイ空に預けて山眠る
日向ぼこ老いし吾が身の置きどころ

茨城 中原ひそむ

安曇野へ嫁ぎし子より着く林檎
百年後の世代は如何に去年今年
配布さる列の長さよ冬ざるる
読み返す亡父の日記や去年今年

山形 柏屋 敏秋

若き日の悔い思ひ出す夕しぐれ
加速して流るる雲や冬に入る
碁敵の冥福祈り温め酒
穏やかな日差し嬉しき今朝の冬

兵庫 小林 昌三

赤白黄空き家をまもり菊満開
ゐのこづち纏ひ仔犬の駆けにけり
蟪蛄の目と目の合ひて飛び立てり
山頂の夕陽に染まる秋桜

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

日向ぼこ老いし吾が身の置きどころ

「日向ぼこ」は、冬の季語。冬の日向で、日光浴を兼ねて身体を暖めるのは気持ちが良い。心の中まで、暖まられるようである。場所は、野原・縁側・路傍・ビルの屋上と風のない日溜りならどんな所でもよい。病人や老人に限らず、会社の休憩時間の若い人や車座になった職人たちの風景など、句材にはこと欠かないが、やはり日向ぼこといえば高齢者の方々を連想する。お年寄りの方の日向ぼこの身の置きどころと言えはやはり縁側か。一人で本を読むのも、うたた寝も、ぼんやりしているのもよし。正に至福のひとつか。生活感の漂った見事な家庭俳句である。

中原ひそむ

読み返す亡父の日記や去年今年

「去年今年」は、新年の季語。一夜明けて元日になれば、きのうは去年、たった一日の違いで去年と今年である。新年には、このたちまちにして年去り年来るといふ思いがどうしてもわいてくる。この新年に抱く時の流れの速さへの深い感慨をこめて去年今年というゆく年を回顧し、新しい年への感情が、この言葉にはこめられている。提句は、亡き父の残された日記が家宝なのか。新年を迎えるにあたり、年々読み返し、年が明ければ読み返して去年今年を過ごすのが、作者の慣わしか。時代は変わっても、敬愛する亡き父への変わらぬ信頼関係を詠み込んだ佳句である。

碁敵の冥福祈り温め酒

柏屋 敏秋

「温め酒」とは、秋の季語。陰曆九月九日の重陽の日に酒を温めて飲むと病気がかからないといわれた。このころは寒さもついつてくる。酒を温めて飲むのによいころでもある。「碁敵」とは、同じ程度の力量で、いつも勝ったり、負けたりしている相手のこと。常日頃、囲碁を楽しむ相手のこと。趣味にはいろいろありますが、趣味が囲碁の友は格別の友と聞く。碁敵となるとなおさらである。その大親友が亡くなる事態は本人にとっては尋常なことではない。お酒の友でもあり、温め酒をしみじみと飲んで冥福を祈ろうと。提句は「碁敵」と晩秋の季語である「温め酒」との取り合わせの妙の見事な一句である。

小林 昌三

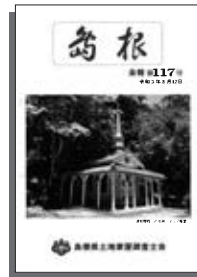
山頂の夕陽に染まる秋桜

「秋桜」とは、秋の季語「コスモス」の傍題。外来品種だが、日本の風景に合っている。「秋桜」の字は、主に秋に咲き花弁の形が桜に似ていて、美しい花という意味からの和名。葉は線のように細いが、台風などに倒されても茎の途中から根を出し、また立ち上がって花をつけるというほど強い。尚、コスモスの語源は、ギリシャ語の「秩序」。「飾り」・「美しい」という意味の言葉に由来する。提句は、スキー場のグレンデをコスモス畑にした情景を詠んだ一句か。山頂の秋夕焼に染まる広大なグレンデに咲き誇る秋桜の光景を活写した佳句である。

島根会

「モネと一緒に学んで」

松江支部 中村 達朗



『島根』第117号

今、NHKの朝ドラのモネと同じく気象予報士に向かって受験勉強中です。それまではテレビの天気予報で晴れだ、雨か、の情報だけ見ていましたが、今は専門天気図なるものを見るようにしています。その一端を紹介します。

最近、天気予報で「上空に寒気が侵入するため大気の状態が不安定になりやすく激しい雨が降るでしょう。」とか「前線や低気圧に向かって暖かい湿った空気が流れ込むため雨が降りやすくなるでしょう。」という言葉を聞くと思います。

これを分解して説明します。

① 上空に寒気はいる？ 500 hPaの高層天気図でみます。シベリアからの寒気が南北に蛇行する偏西風によって南に垂れ下がっている領域の上空5500 mの気温が低くなることです。地上との気温差が大きいほど雲が発達します。でもこのことだけで天気が悪くはなりません。

どの場所に、どれほどの暖かく湿った空気が流れ込んでくるかが重要です。

② 前線や低気圧に向かって？ 梅雨前線(停滞前線)は地上付近で東から北寄りの冷たい風と、南～西寄りの暖かい風がぶつかっている

場所(風が収束している場所)です。

低気圧とは風が反時計回りに回転しながら循環し中央に吸い込まれている場所です。

この位置は普通に天気予報で見れます(気象庁の全球モデルからのデータです)。

③ 暖かい湿った空気が流れ込む？ この状況をどうつかむかが一番大切です。

この情報を得るのが **相当温位図** というものです。これは地上1500 mで、どのくらい暖かく湿った空気がどの場所をめがけて流れ込んでくるかを24時間後から48時間後にかけて予想した図面です。これで日本を横切っている梅雨前線のどこらへんの場所に高相当温位の空気が流入するかをみて、どこらへんが危なくなるかなと予想します。

これと併せて、**850 hPa 風 700 hPa 上昇流 + 500 hPa 気温 700 hPa 湿数** 予想図をみて、雲がどれくらい発達しそうなかをみて大雨を予想します。

でも一番重要なのは太平洋高気圧の強さです。梅雨前線が北にいたり、南に下がったりするのも高気圧の勢力の強弱が関係します。梅雨前線が北のほうにあら

ず、西の方向にばかり伸びているのも高気圧が北に広がらず、西に伸びているからです。これは①の寒気の影響もあります。去年のようにもっと西に張り出すとメキシコ湾からの暖湿な空気が日本海側にも流入し大雨をもたらします。

又、温かく湿った空気がどこら辺に流れ込むかも高気圧の西への張り出し方によります。南からの湿った風は高気圧の縁をまわるように太平洋側や日本海へ流入します。

北に張り出すと梅雨前線を押し上げ、梅雨明けとなります。海面水温の上昇がハドレー循環を強め、高気圧を強めると猛暑になったりと、天気予報ではあまり言及しないけど、一番注意してみなければいけないのが太平洋高気圧です。これから台風の季節となりますが、日本のどこに上陸するかも高気圧と①の偏西風の押し合いで決まります。強さの維持は、日本付近の海面水温の高さが影響します。海面水温の上昇率は日本付近が最も大きいです。ということは強い台風が来るということです。

最近では、晴れには興味がわきません。急な雷雨とか、天候が悪くなる前兆に興味があります。

又、気象の勉強をして高まった

のが防災に関する意識です。

いくら気象庁がすごいコンピューターで予測しても、裏山の

がけ崩れは予測できません。

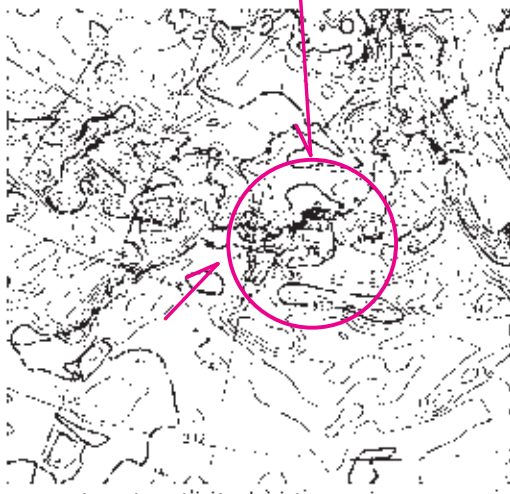
自治体でもあんとこの裏山や崖が危ないから逃げなさいと指示

してはくれません。

自分で知識を得て行動するしかないでしょう。と思い始めました。

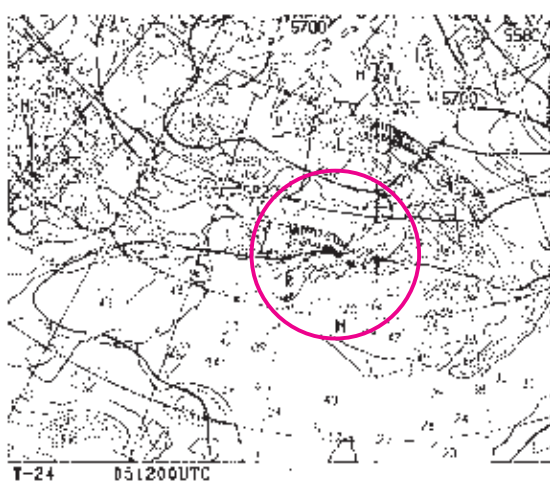
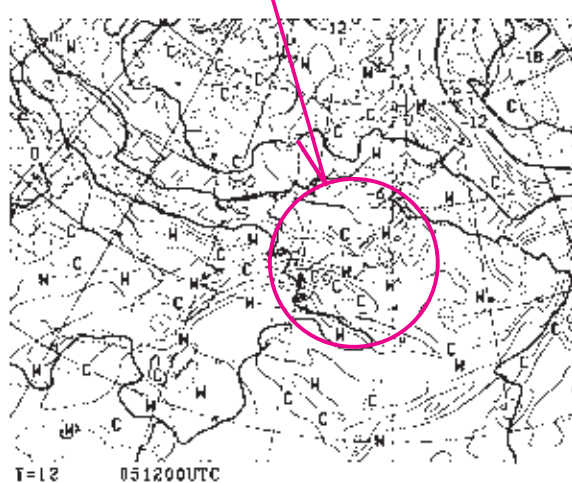
この図は これを書いている 夜9時の 専門天気予報図です。

山陰の日本海側に348ケルビンの下層暖湿気が相当温位線集中帯(梅雨前線)に向かって流入してぶつかってる。

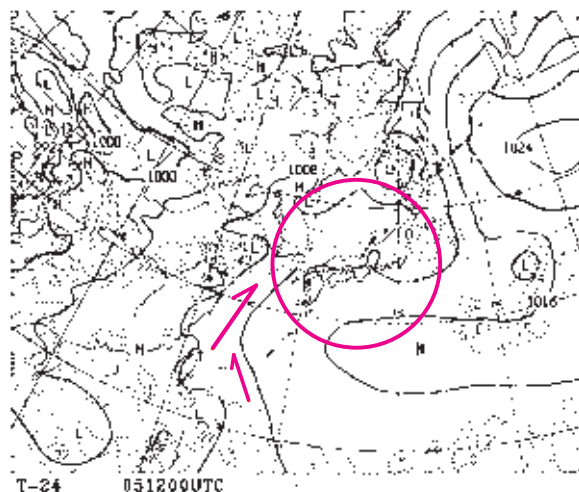


(相当温位図)

5500m上空に強い寒気はない3000m上空でもそれほど湿っていないから背の高い雲は発達しない。



メッシュの帯が、地上の梅雨前線に対応。鳥取県から関東の東海上に伸びている。福井から静岡にかけて、強い上昇流がある。



5日の9時から21時の12時間で10mm以上の雨が予想されている。高気圧が東シナ海まで伸びている。高気圧の縁を回って南西風が流入する。

「雑種地 実用新案を取ってみた！」

松江支部 木村 茂

開業してまもない頃、現場で境界杭を打ち込んでいたとき、地中にある小石のためか自分が不器用なのか、どうしても杭がねじれた状態になり見た目が悪く打ち込むのに苦労した。ましてや復元による杭打ちの場合はミリ単位の微調整とねじれ調整を同時にするためとても時間がかかる。

そこでねじれることなく見た目も良く杭打ちが簡単にできないものかと思い、近所の鍛冶屋さんに頼んで鉄製の逆具を作り、これにボールを差し込みテコの原理でねじれ調整してみたところ、打ち込

んだ杭は見た目も良くまた作業も簡単にでき、いまだにこの道具はとても重宝している。

昨今コロナ禍のため外出することが少なくなり、暇つぶしにこの道具の模型を作り実用新案を取ることにした。境界杭の大きさは一般的にいろいろあり、この道具は45 mmから120 mmまでのサイズの杭ほとんどに対応出来るように設計した。弁理士さんに出願のお願いをしたところ、まずは類似の出願が出ていないか調査をされた結果2～3点出していたが、私の案はほとんどの大きさの杭に利用す

ることができる。また、調査士ならだれでも持っている工具のボールを利用するため、コンパクトで軽量であることが大きな特徴であり出願可能でした。弁理士さんに出願のお願いしたことを妻に話すと、「たぶん一生一度の経験でしょうから多少お金がかかっても、私のへそくりを出してあげるね。」と賛成してくれた。

後日、無事登録完了。

参考動画「境界杭用調整具」で検索



【今年の干支は？】

新年を迎えました。お正月はどのように過ごされましたでしょうか。私は、お正月くらいはゆっくり過ごそうと思い、毎年年末になるとドタバタと仕事を済ませております。朝からお酒を飲んでも怒られないのはこの時ぐらいです。

今年は「寅年」になります。私は年男だということに気が付きました。年男というと、12年に一度のあたり年といわれ、めでたいという見方もあれば、めでたくないとの見方もあるようです。「寅」のような勇ましい気持ちをもって、本年も会務・業務ともに臨んでいこうと思います。今月号の「地名散歩」に十干と十二支の話があります。話が重複してしましますが、十干と十二支を組み合わせたものが干支となり、同じ干支が訪れるのは60年後になるため還暦と呼ぶそうです。「干支」と聞いて思い浮かべるのは「子、丑、寅、卯…」と十二支のことと思っている人が多いのではないのでしょうか(私だけ?)。「今年

の干支は？」と聞かれた時に「壬寅(みずのえとら)」と答えるのが正解となります。干支の意味を理解したところで、私は還暦まであと一巡となりました…。

昨年は東京でオリンピック・パラリンピックが開催され盛り上がった一年となりました。本年には冬季オリンピック・パラリンピックが北京での開催をひかえておりますが、無事に開催され、この日を目標に努力されてきたアスリートの方々が活躍されることを願うばかりです。

連合会においては新体制となってから前半が過ぎ、新年度の事業計画や予算編成が行われているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け二年が経過しようとしていますが、本年はすべての行事や事業が通常どおり行われることを心からお祈りいたしております。

広報部次長 久保智則(長野会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社